

平成20年住宅・土地統計調査 用語の解説

〔居住している〕

ふだん住んでいるということで、調査日現在当該住居に既に3ヶ月以上にわたって住んでいるか、あるいは調査日の前後を通じて3ヶ月以上にわたって住むこととなっている場合をいう。

〔住 宅〕

普通の一戸建の住宅や、アパートのように完全に区画された建物の一部で、一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができるように建築又は改造されたものをいう。

ここで、「完全に区画された」とは、コンクリート壁や板壁などの固定的な仕切りで、同じ建物の他の部分と完全に遮断されている状態をいう。

また、「一つの世帯が独立して家庭生活を営むことができる」とは、次の四つの設備条件、
一つ以上の居室 専用の炊事用流し(台所) 専用のトイレ 専用の出入口
を備えていることをいう。

〔住宅以外の建物〕

住宅以外の建物でも、ふだん人が居住していれば、調査の対象としている。この住宅以外の建物には、次のものが含まれる。

会社・官公庁・団体の独身寮などのように、生計を共にしない単身の従業員をまとめて居住させる「会社等の寮・寄宿舍」

学校の寄宿舍などのように、生計を共にしない単身の学生・生徒をまとめて居住させる「学校等の寮・寄宿舍」

旅館や宿泊所・保養所などのように、旅行者など一時滞在者の宿泊のための「旅館・宿泊所」

下宿屋、社会施設、病院、工場・作業場・事業所などや、建設従業者宿舎など臨時応急的に建てられた建物で、住宅に改造されていない「その他の建物」

〔居住世帯のない住宅〕

住宅のうち、ふだん人が居住していない住宅を「居住世帯のない住宅」としているが、次のものがある。

一時現在者のみの住宅

昼間だけ使用しているとか、何人かの人が交代で寝泊まりしているなど、そこにふだん居住している者が一人もいない住宅

空き家

ア 二次的住宅

避暑・避寒などの目的で使用される「別荘」や、ふだん住んでいる住宅とは別に、残業で遅くなったときに寝泊まりするなど、たまに寝泊まりしている人がいる住宅

イ 賃貸又は売却用の住宅

新築・中古を問わず、賃貸又は売却のために空き屋になっている住宅

ウ その他の住宅

上記以外の「人が住んでいない住宅」で、例えば、転勤・入院などのために居住世帯が長期にわたって不在の住宅や、建て替えなどのために取り壊すことになっている住宅など

建築中の住宅

住宅として建築中のもので、棟上げは終わっているが戸締まりができるまでにはなっていないもの
(鉄筋コンクリートの場合は、外壁が出来上がったもの)

〔一戸建・長屋建・共同住宅・その他〕

住宅を建て方別にみると、「一戸建」、「長屋建」、「共同住宅」、「その他」に分けられる。

「一戸建」とは一つの建物が1住宅であるもの、「長屋建」とは、二つ以上の住宅を一棟に建て連ねたもので、各住宅が壁を共通にし、それぞれ別々に外部への出入口を持っているもの、「共同住宅」とは、一棟に二つ以上の住宅があり、廊下・階段などを共用しているものや、二つ以上の住宅を重ねて建てたもの、「その他」とは工場や事務所などの一部が住宅となっているような場合。